

大分県立看護科学大学研究生規程

平成18年 4月 1日
規程第 72 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（以下「学則」という）第39条第2項の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 教授会において審議し、学長が前号と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 研究生の受入の時期は学年の初めとする。ただし、教授会において審議し、学長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(出願)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、次に掲げる書類に入学考査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 志願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業（見込）証明書
- (4) その他必要と認める書類

(入学許可)

第5条 入学志願者の選考は教授会において審議し、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に合格した者に入学を許可する。

(入学手続)

第6条 入学が許可された者は、指定の期日までに入学料を納付するとともに、所定の入学手続きをしなければならない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、一年以内とする。ただし、研究上の都合により期間の延長を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、更に一年以内に限り延長を許可することができる。

(講義等への出席)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある講義及び演習に出席し、又は実験及び実習を行うことができる。

(入学考査料、入学料及び授業料)

第9条 研究生の入学考査料、入学料及び授業料の額及び納入方法については、公立大学法人大

分県立看護科学大学における授業料等に関する規程の定めるところによる。

2 第7条の規定により研究期間を延長する場合にあっては、入学考査料及び入学料は徴収しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、本学学則及び学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。